

平成26年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>例えば道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映されたい。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>一部採用し、引き続き検討する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成26年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 総括的事項 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	横浜市 川崎市	地方交付税の算定方法等の早期明示による予見可能性の確保	地方公共団体の予算編成に支障をきたすことのないよう、具体的な算定方法や算定基準を早期(遅くとも12月末まで)に明示し、各地方公共団体における地方交付税額の予見可能性の確保を図ること。 少なくとも、地方財政対策の決着時点で想定される基準財政需要額の総額(指示伸率)の増減傾向等は可能な限り早期に、各団体に対して説明や情報提供を行うこと。  [新規]	以下の理由により採用しない。  翌年度の国の予算案は前年度の12月下旬に決定され、同時期において、国の予算案と関連して地方財政対策が決定されるもの。 その後、国の予算案及び地方財政対策の内容に基づき翌年度の単位費用等の作成作業を行うことから、12月末までに具体的な算定方法や基準をお示しすることは、スケジュール上、困難である。 なお、今後とも可能な限り早期の情報提供には努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 普通態容補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市	指定都市の権能に基づく財政需要を適切に反映した普通態容補正係数の設定	移譲された事務に係る財政需要を踏まえ、指定都市の権能に基づく財政需要を適切に反映した普通態容補正の個別係数を設定すること。特に、前年度以前に比べて係数を減じる場合においては、その算出根拠を明確に示すこと。  [継続]	採用する。  指定都市に係る財政需要においては、各費目において、普通態容補正に権能差を設けて算定を行っているところ。また、係数の設定に当たっては、各種区分ごとの決算の状況などを踏まえ、毎年度設定しているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 段階補正 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	沖縄県	段階補正の見直しについて(離島等小規模町村の段階補正の復元)	広大な海域に存在する我が国の離島等の条件不利地域が必要な行政サービスの水準を維持できるように、段階補正の算定方法を見直していただきたい。  【継続】	採用しない。  段階補正は、測定単位の数値の増減に応じて逡減又は逡増する経費について行うものであり、条件不利地域等の状況を段階補正に反映することは馴染まない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 消防費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	徳島県	条件不利地域における 非常備消防費の割増	条件不利地域は標団に比べ行政区 域が広く、消防分団数や消防団員数 が多い。 このため、条件不利地域において は、密度補正Ⅰに消防分団数を指標 とした条件不利地域割増を加算され たい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  特に管轄面積が広く人口密度が低い過疎地 域等については、経費が市街地に比べ割高に なると考えられることから、密度補正により 措置しているところ。 提示いただいた補正係数案については、条 件不利地域の具体的な設定が不明であり、ま た、条件不利地域に限って補正係数を割増す 理由が乏しいため、採用しない。
2	(省)	佐賀県	実際の消防団員数を 用いた密度補正の創 設	消防費は測定単位を「人口」とし て算出されているが、決算額に比 して過小となっている団体も見受けら れる。 今後の地域防災力の維持向上のた めにも、実際の消防団員数(又は消 防団条例定数)を用いた密度補正を 創設されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  基準財政需要額の算定は標準的な財政需要 (人数)により積算されるものであり、団員 の実数を補正係数で措置することは適当では ない。 なお、標準団員数を一定程度上回る団員数 を条例定数としている団体における消防団員 の確保に要する経費については、特別交付税 により、所要の措置を講じているところであ る。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 道路橋りょう費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	枝幸町 (北海道)	寒冷補正における積雪 度補正係数の引上げ	道路橋りょう費(延長)に係る寒冷補正の積 雪度補正率について、3級地と4級地が同一の 係数であることから、級地間の地域差を適正に 反映させ、積雪度級地及び近年の積雪値等に 応じた係数の引き上げをお願いしたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  積雪地帯における道路構造の特殊 性の実態にかんがみ、これに要する 増加経費を適切に反映するため、過 去において、3級地の補正率を4級地 並に引き上げたものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 下水道費・公債費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	横浜市 (神奈川県)	公債費(公害防止事業 償還費)に係る錯誤 措置について	公債費(公害防止事業償還費) の算出にあたって控除される資本費 平準化債同意等見込額について、当 該年度の同意等見込額と決算額とに 乖離が生じた場合は交付税検査にて 複数年度分まとめて錯誤措置してい るが、翌年度算定に反映されるよう な算定方式とすること。  [新規]	採用する。  算定様式を変更することによって、錯 誤処理後の元利償還額が判別出来るの で、平成26年度算定に向けて様式を変 更したい。



(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 小・中学校費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	福島県	東日本大震災に係る教育費の特例率の継続	「特定被災地方公共団体」に対して適用された、小学校費（児童数）、中学校費（生徒数）及びその他の教育費（幼児数）における特例率について、平成26年度も継続を求めるもの。  [継続]	採用する。  平成26年度において、年度途中の児童・生徒との復帰が想定されること、又は校舎の維持管理も継続的に必要となることから、特例措置を継続するものとする。
2	(省)	上島町 (愛媛県)	単年度の生徒不在に伴う学校数及び学級数の取扱い	継続では無い単年度における生徒不在に伴う学校数及び学級数の不算定による経費負担の見直しについて  ○中学校の生徒が不在となり（学校が休校となり）、学校数又は学級数の測定単位が「0」となり、算定されなかった。 ○休校中も維持管理経費は最低限必要。 ○今後も周期的に発生するため、数値急減補正の値を学校数及び学級数の補正後数値に反映してもらいたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  会計検査院による平成14年度決算検査報告において、「休校している学校には実態が廃校に近い学校が多数存在しており、廃校となった学校を有している市町村との公平を欠く」と指摘を受けている。地方交付税法における「合理性」及び「公平性」をより確保する観点から、新たな需要額算定を行うことは妥当ではない。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

### [ 生活保護費、社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費（医療扶助） におけるレセプト件数を 用いた密度補正への変更	生活保護費（医療扶助）の密度補正 について、被保護者数よりの確に需要 額を捕捉できるレセプト件数を用いた 算定をお願いしたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  生活保護費における扶助費の算定にあたって は、国の予算における当該年度の各扶助の被生活 保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類 ごとに標準的な単価を設定している。また、医療 扶助については今般の生活保護法一部改正法の中 でもその適正化に関する内容が盛り込まれたとこ ろであり、その運用状況もふまえて検討する必要 がある。 密度補正等において種地ごとの単価差等を補正 しており、平成26年度の算定にあたっては、被生 活保護者1人当たりの単価及び種地区分毎の単価 差等について見直しを行ったところ。
2	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助 費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であ り、国の責務において行うことが必要 であることから、国において認証し国 庫負担金の算定に用いられている決算 額に係る地方負担額については、その 実態に応じて基準財政需要額に的確に 算入されるべきである。  [継続]	一部採用する。  生活保護費における扶助費の算定にあたって は、国の予算における当該年度の各扶助の被生活 保護者1人当たりの単価を基礎として扶助の種類 ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等 において種地ごとの単価差等を補正しているところ。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と 実人員数との差による精算を実施している。 併せて、平成26年度算定にあたっては、被生活 保護者1人当たりの単価及び種地区分毎の単価差 等については所要の見直しを行ったところ。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

### [ 社会福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	札幌市 (北海道)	障害福祉サービスに係る地域手当級地及び種地級地による密度補正の新設	社会福祉費における密度補正のうち、障害福祉サービス分について、地域手当の級地区分及び種地による区分による補正を新設すること。  [新規]	以下により採用しない。  社会福祉費のうち、障害福祉サービスについては、新体系サービスへの移行を踏まえ、平成24年度・25年度にかけて、サービス区分毎に単価を設定し、より実態に合った密度補正を設定して算定を行っているところ。
2	(省)	秋田市ほか 秋田県内全市町村	特別障害者手当等費における密度補正の創設	特別障害者手当等費について、支給実績と交付税算入額の差額について密度補正を設定して捕捉すること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  特別障害者手当等費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を適切に単位費用措置しているところである。また算定の簡素化の観点から補正の数を抑制しているところであり、新たな密度補正を設けることは困難である。
3	(省)	大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の適切な算入	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものであることから、地方負担額については、その実態に応じて基準財政需要額に的確に算入されるべきである。  [継続]	一部採用する。  普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するもの。児童扶養手当に係る市町村の標準団体当たりの措置額については、国の予算額に対応して平成19年度以降一貫して増額しており、引き続き適切な措置に努める。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ **市町村分** ]

[ 総括 ・ **需要** ・ 収入 ]

[ **社会福祉費** ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(省)	大阪府	町村設置福祉事務所に係る 経費の普通交付税による措 置	福祉事務所を設置している町村については、特別交付税において措置されているが、特別交付税での措置ではなく、普通交付税での措置とされたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  町村が福祉事務所を設置することは、社会福祉法上任意であり、また全国的にみても設置町村はわずかであることから、その設置経費を普通交付税で算定することはできないので、特別交付税において適切に算入しているところ。

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分・市町村分 ]  
 [ 総括・需要・収入 ]

[ 保健衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市 (北海道)	密度補正Ⅱ(国保関係) における過剰病床分需要 額の拡充	密度補正係数Ⅱにおける過剰病床分 需要額を拡充するとともに、都道府県 間の医療費を調整する補正を行うこ と。  【継続】	以下の理由により採用しない。  医療費適正化の取組を進めている中で、過剰 病床の温存になりかねない病床数に着目した配 分の増加には、慎重になる必要があるほか、算 定の簡素化の観点から、新たな補正係数の設定 については慎重に対応する必要がある。
2	(省)	岩手県	人口密度を勘案した密度 補正の創設	保健師の活動領域については、訪問 指導の増加等により拡大しており、人 口密度が少ない団体ほど保健師一人当 たりの所管面積が大きいことから、係 る経費の増嵩に対応するため、密度補 正係数算定における人口密度の要素の 追加すべきである。  【新規】	以下の理由により、採用しないが引き続き検 討する。  御指摘の点や全国的な実態も踏まえ、市町村 の行政需要を把握し、地方交付税の算定におい て適切に対応できるよう、引き続き検討してま いりたい。
3	(省)	豊能町 能勢町 (大阪府)	上水道事業に統合された 事業に係る簡易水道事業 債の算定方法の見直し	簡易水道事業債のうち「給水人口」 によって算入されていた通常分 (27.5%)と臨時措置分が、上水道事 業への統合に伴い交付税措置がされな くなったため、実償還ベースもしくは 許可額ベースでの算入を行う。  【新規】	以下の理由により、採用しない。  給水人口による措置は、簡易水道事業に係る 経費について、市町村ごとの差異を反映するこ となく標準的に措置するものである。 なお、国庫補助(簡易水道再編推進事業)の 対象となった建設改良のために発行する水道事 業債(上水道事業分)の元利償還金に対して所 要の地方財政措置を講じることとするなど、簡 易水道事業の統合については特別な財政措置を 講じているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 保健衛生費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	熊本市 (熊本県)	病院事業債に係る普通交付税算入上限の見直し	保健衛生費算定において、病院事業債に係る普通交付税算入上限の見直しを求める。  【新規】	以下の理由により、採用しない。  他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることを踏まえ、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象外としているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 高齢者保健福祉費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	大阪市 (大阪府)	後期高齢者医療給付費負担金の単価差を反映した密度補正の創設	後期高齢者医療給付費負担金に係る交付税措置額が決算額と大きく乖離していることから、医療費単価との相関関係が見られる10万人当たり病床数による密度補正を新設されたい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  地域間における医療費単価差の要因は一律ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきである。 10万人当たり病床数については、市町村分の適切なデータも存在しない等の課題もある。
2	(省)	大阪市 (大阪府)	地方消費税率引き上げによる増収分に対応する地方負担の基準財政需要額への全額算入及び算入状況、算出方法の明示について	「地方消費税率引き上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に100%算入する」とされたが、用途が限定されていることから、対応する基準財政需要額については確実に全額算入するとともに、交付税算出資料において算入状況及び算出方法を明示し、地方において算入総額が算出可能となるよう要望する  [新規]	一部採用し、引き続き検討する。  社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成26年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引き上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。 交付税算出資料は、各地方団体の基準財政需要額を算出するためのものであり、社会保障の充実分等個別の経費の算入状況を明らかとすることを目的としたものではない。 なお、単位費用のうち社会保障の充実分については、「地方交付税制度解説」に記載されている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 清掃費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	京都市 (京都府)	密度補正係数における「全国観光入込客統計」の使用	温泉地以外の観光地における財政需要を的確に反映させるため、清掃費の需要額算定における密度補正の指標について、現行の「入湯税納税義務者数」ではなく、観光庁実施の全国共通基準による「全国観光入込客統計」の調査結果を用いて算定するよう見直すこと。  [新規]	以下の理由により、採用しない。  交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「全国観光入込客統計」は都道府県単位の調査であり市町村単位の公表数値が存在しないこと、都道府県においても全団体で導入しておらず、導入した団体の数値公表のタイミングも各団体にゆだねられていること、統計数値の算出過程において推計値が用いられていること等の課題があり、現時点での交付税算定に用いることは困難。



(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	離島振興経費(離島航空 路線維持対策等)に係る 算定の充実	離島航空路線維持対策等の離島振興に係る経費について、特別交付税で措置されている経費の一部を移行するほか、隔遠地補正の拡大により充実を図られたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  特別交付税の割合の引下げについては、平成28年度からに延期したところ。離島航空に関する経費については、特別交付税において、適切に措置を行っているところ。
2	(省)	千葉市 (千葉県)	大都市需要の適切な算定	地域振興費や包括算定経費の単位費用が大幅に減少したところから、基準財政需要額が大幅に減少することが見込まれるが、大都市特有の財政需要等について、普通態容補正(地域振興費)などにより適切に算定されたい。  [新規]	一部採用する。  地域振興費(人口)の普通態容補正Ⅰにおいて、行政区に係る割増経費を措置しており、今回の単位費用の減に伴い、この割増経費も減額となることから、その影響を加味した係数を設定しているところ。

(様式2)

### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

#### [ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	横浜市 (神奈川県)	地域振興費などによる 大都市に係る基準財政 需要額の適切な算定	<p>地域振興費の単位費用が大幅に減少することから、大都市への影響が大きいことが想定されるため、行政区の役割強化や大都市特例事務に係る財政需要などの財政需要の増加が見込まれることから、単位費用の減に伴い基準財政需要額が自動的に減少することのないように地域振興費(人口)をはじめ、個別算定経費及び包括算定経費の補正係数等を引き上げるなどの対応をされたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>地域振興費(人口)の普通態容補正Ⅰにおいて、行政区に係る割増経費を措置しており、今回の単位費用の減に伴い、この割増経費も減額となることから、その影響を加味した係数を設定しているところ。</p>
4	(省)	川崎市 (神奈川県)	地域振興費などによる 大都市に係る基準財政 需要額の適切な算定	<p>地域振興費の単位費用が大幅に減少することから、大都市への影響が大きいことが想定されるため、地域振興費(人口)をはじめ、個別算定経費及び包括算定経費の補正係数等を引き上げるなどの対応をされたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>地域振興費(人口)の普通態容補正Ⅰにおいて、行政区に係る割増経費を措置しており、今回の単位費用の減に伴い、この割増経費も減額となることから、その影響を加味した係数を設定しているところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	京都市 (京都府)	重要文化財等の所在件数を用いた密度補正の創設	文化財保護に係る経費について、総額の配分割合の変更により、特別交付税において措置がされない可能性があることから、普通交付税において重要文化財等の所在件数等の指標を用いた密度補正を創設すること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  特別交付税の割合の引き下げについては、平成28年度からに延期したところ。文化財保護に係る経費については、引き続き、標準的な経費を普通交付税において、割高となっている経費については、文化財の件数に応じて、特別交付税において、適切に措置していく。
6	(省)	綾部市 (京都府)	密度補正Ⅲにおける外国青年招致人員の対象範囲の見直しについて	外国青年招致人員に、民間委託による外国青年(NON-JET)人員数を算入していただきたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  外国青年招致人員数に対する経費については、外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図るという、国際交流経費の一環として行われているため交付税において措置を行っているもの。 NON-JETについては、必ずしも国際交流経費とは言えず、また、英語教育のみではなく、国際交流活動を含んで実施している人数を把握出来る統計数値が存在しない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]  
[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	大阪市 (大阪府)	基準財政収入額からの 事業所税の除外又は事 業所税見合いの基準財 政需要額の算入方法の 明示	事業所税は基準財政収入額及びそれ にかかる基準財政需要額の算入を行 わないようにするべきと考えるが、 現行制度を継続するとしても、事業 所税見合いの需要額の捕捉状況を正 確に把握するため、算入方法を明確 にされたい。  [継続]	以下の理由により採用しないが、算入方 法については今後検討する。  事業所税は目的税であるが、税収規模が 大きく、用途が包括的に規定されてい ること等から、普遍性が高いものとし て、法定普通税と同様に基準財政収入 額に算入しているところ。 同税見合いの需要については、事業所 税収入の用途状況を踏まえ、関係費目 において、算入することとしていると ころであるが、明確とする観点も含め 、算入方法について検討していくこと とする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	香芝市 (奈良県)	数値急増補正の適用費 目の拡大	地域振興費(人口)において人口急増補正はされているものの、各費目の測定単位を置き換えて試算した場合と比較すると、増加需要額が少額となることから、各費目において措置をされたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  数値急増補正は、平成10年度より「その他の諸費」において一括適用しており、平成19年度からは「地域振興費」において、一括適用しているが、これらはいずれも算定の簡素化の観点から行っているもの。
9	(省)	愛媛県	公民館数を用いた密度 補正の創設	公民館は現在では地域活動の大切な拠点となっており、地域コミュニティの維持に必要な施設である。地域振興費(人口)において、地域コミュニティの支援経費が積算されているが、人口で措置されているため、過疎地域などの地域の実態を踏まえた算定となっていない。そのため、新たに「公民館の必要経費」を措置し、公民館数を基礎数値として、密度補正を行うこと。  [新規]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  公民館に要する経費については、「その他の教育費(人口)」の単位費用において措置をしており、人口密度に応じた割増を行っているところであるが、実態等を踏まえながら、引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	愛媛県	隔遠地補正(離島補正)における島しょ面積等の反映	島しょ部人口について、現行の算定では、島内人口が基準となっており、島数が考慮されていないため、人口の少ない有人島が点在しているようなケースで、行政コストが割高になることは反映されないことから、島の数も補正係数に算入されたい。また、島しょ部では投資的経費も割高になることから、「地域振興費(面積)」において、属島面積に係る補正を行うこと。さらには、「地域振興費(人口)」の隔遠地補正について、消防救急艇の費用を追加すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  属島補正については、平成21年度、平成24年度において拡充したところ。なお、実態等を踏まえながら、今後も引き続き検討する。
11	(省)	佐世保市 (長崎県)	隔遠地補正における外海離島の反映	本土にある市町村と離島市町村が合併した場合、本土との連絡経費等合併後の効率化努力だけでは解決できない行政コストの増加が生じているため、地域振興費(人口)にある隔遠地補正において、経費実態に応じた措置を要望する。  [継続]	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。  属島補正については、平成21年度、平成24年度において拡充したところ。なお、一般的に合併した市町村は行政の効率化が図られるが、合併後の現在の市町村の実需や実情をよく伺った上で、合併算定替の適用終了に伴う全体的な議論も踏まえ、適切な基準財政需要額の算定ができるよう検討したい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域振興費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	与那原町 (沖縄県)	人口急増補正係数の見直し(捕捉されていない基準財政需要額の反映)	地域振興費(人口)における人口急増補正係数が設定されているところであるが、当該係数に反映されていない人口急増に伴う需要額の増加があるため、それを反映していただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  人口急増補正は、人口の増加が著しい団体において、国勢調査の数値のみでは捕捉できない需要を算定するものであるため、人口の著しい増加により、経費が多くかかることが見込まれない経費については、対象としていない。 また、世帯数急増補正は、算定方法の簡素化の観点から、平成20年度算定より廃止しているため、新設は困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]  
 [ 地域経済・雇用対策費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	名寄市 (北海道)	現行の算定方法の継続・充実	地域経済・雇用対策費の現行の算定方法の継続・充実。  【新規】	採用する。  本費目においては、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開するための経費を算定したところ。 地域経済については、現在も厳しい状況が続いており、各地域において住民ニーズに的確に対応した施策を展開できるよう今後とも適切な算定に努める。
2	(省)	長崎市 (長崎県)	製造品出荷額の伸び率等の反映	地域経済・雇用対策費の経常態容補正係数Bについて、単に1人当たり製造品出荷額が全国平均より高い自治体へ加重配分されているが、製造品出荷額の伸び率(過去5年間)を用いるなど、自治体の政策努力等が反映されるようなしくみを検討していただきたい。  【新規】	以下の理由により採用しない。  本費目においては、海外競争力強化等をはじめとした地域経済の活性化に要する経費を算定することとしている。 このことから、1人当たり製造品出荷額の多い団体における行政需要を算定したものである。
3	(省)	佐世保市 (長崎県)	「第一次産業就業率/全国平均」の指標を用いた算定	臨時費目「地域経済・雇用対策費」の算出基礎の見直し(「第一次産業就業率/全国平均」を算出基礎とすること)を求めるもの。  【新規】	以下の理由により採用しない。  本費目においては、海外競争力強化等をはじめとした地域経済の活性化に要する経費を算定することとしていることから、現行の算出基礎を採用しているもの。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	行革努力及び地域経済活性化の成果の算定への反映(ラスパイレス指数)	<p>平成26年度から導入される「地方交付税において頑張る地方を支援するための算定の仕組み」においても、各地方団体の平成25年度における国に準じた給与削減措置に対する要請を踏まえた取組みやそれ以前の人件費削減努力を、ラスパイレス指数や期末・勤勉手当等に係る減額状況等を参考に適切に評価し、算定に反映する仕組みを取り入れられたいこと。</p> <p>産業が集積した地域に有利な指標を用いるだけでなく、条件不利地域等の実情にも配慮したものとなるよう検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>各地方団体の様々な行革努力を反映させるため、ラスパイレス指数及び職員数削減率を基本とし、両指標では捕捉できない手当削減等の取組を反映させるため、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。</p> <p>地域経済活性化に関する指標についても、各団体の様々な取組をバランスよく反映させるために幅広く指標を選定したところ。なお、人口の少ない地域を考慮して、地域経済・雇用対策費の段階補正を用いることとした。</p>
2	(省)	名寄市 (北海道)	職員数削減数における市立病院職員数、市立大学職員数の除外	<p>職員数削減を用いた係数の取扱いについては、市立病院職員数、市立大学職員数を除いた職員数での削減率での算定を要望する。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。</p>
3	(省)	中標津町 (北海道)	職員数削減数における病院職員の除外	<p>職員数削減加算の算定にあたり、公営企業会計の職員数(病院事業)を除外していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	旭市 (千葉県)	職員数削減数における 病院職員の除外	職員数削減率の算定にあたり、公立病院の職員を除外していただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。
5	(省)	大田市 (島根県)	職員数削減数における 病院職員の除外	「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」に基づき、国立病院の移譲を受けた地方団体の行革推進努力が適正に反映されるよう以下の算定方法を求める。 ①移譲のあった団体の病院職員数を除く②基準の年を再編成計画にそって多くの団体へ移譲が行われた後にずらす。  [新規]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。
6	(省)	宮城県 福島県	東日本大震災の被災団体における特例措置 (職員数削減率における対象職員の限定、ラスパイレス指数の不使用)	人件費、地方債残高、職員数、人件費を除く経常的経費削減率については全体分から復旧・復興事業分を差し引いた数値を用いるなど、東日本大震災の影響を排除することを考慮願いたい。  [新規]	採用する。  人件費及び人件費を除く経常的経費削減率については、復旧・復興事業分を除外することとした。 職員数削減率については、東日本大震災に対応するため採用された職員を除外し、東日本大震災による影響を除外することとした。 地方債残高削減率については、災害に係る地方債は除外することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	八王子市 (東京都)	経常態容補正を用いない算定	<p>過年度の指標を用いたインセンティブ算定は、財源保障機能を損ない、また、複数の指標を組み合わせたとしても団体間における地理的、社会的な条件等による差をすべて反映することは困難であり、公平性が担保されず、地方間の格差を広げる要因になりかねないことから、経常態容補正を用いず、「測定単位(人口)×単位費用×段階補正」としていただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>既に積極的に行革を行っている地方団体においては、行革により捻出した財源を地域の活性化等に活用していると考えられ、地域経済に係る指標が向上している地域においては、地方団体が積極的に経済活性化のための施策を展開しているものと考えられる。</p> <p>このことから、「地域の元気創造事業費」においては、行革努力及び地域経済に関する幅広い指標を用いて地域経済の活性化に関する需要を算定するものである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	横浜市 (神奈川県)	ラスパイレス指数以外の 人件費削減の反映	<p>①ラスパイレス指数は本給のみの比較であり、諸手当などの給与制度の見直しは反映されていない。 地方が行っている様々な行革努力を反映させた算定とすべきである</p> <p>②職員数について 10年程度を基本とした長期的な削減率を用いること。また、職員数削減率だけでなく、人口1000人あたりの職員数などを用いること。</p> <p>③人件費について 退職手当も含めた削減率を用いること。また、普通会計決算における歳出総額に占める人件費の比率などを用いること。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>①ラスパイレス指数及び職員数削減率では捕捉できない手当削減等の取組を反映させるため、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。</p> <p>②職員数削減率について、全国の職員数のピーク時である平成5～9年の職員数と、直近の平成21～25年の職員数とを比較することとし、長期的な削減努力を反映することとした。 また、本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。</p> <p>③人件費削減率について、退職手当は各団体の行革努力よりも職員の年齢構成などにより年度間の変動が大きいいため、本費目の算定対象から除外することとしたところ。 また、人件費の削減により捻出された財源が、地域の活性化に要する経費に充てられていることを前提に算定するものであることから、人件費の削減率により算定することとしたところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	横須賀市 小田原市 三浦市 秦野市 海老名市 愛川町 (神奈川県)	8月以降に給与減額を実施した団体における減額時点のラスパイレ指数の使用	ラスパイレ指数について、7月以降に給与減額を実施した市町村は、削減した時点のラスパイレ指数を使用する等、一定の配慮をしていただきたい。  [新規]	採用する。  ラスパイレ指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレ指数を基本とし、8月以降に給与減額を実施した団体についても、減額時点のラスパイレ指数を用いて算定を行うこととしたもの。 なお、給与減額の取組期間によって捻出した財源には差があることから、給与減額の開始時期を反映させ、各地方団体の行革努力を適切に算定することとしたもの。
10	(省)	姫路市 (兵庫県)	8月以降に給与減額を実施した団体における減額時点のラスパイレ指数の使用	国の要請に基づき平成25年7月から削減している団体については、取組が遅れている団体と比較し、行革努力を適正に反映できるよう、ラスパイレ指数を用いる場合は基準日を平成25年7月1日に設定するなど、国の要請との整合がとれる適正な制度設計を構築されたい。  [新規]	採用する。  ラスパイレ指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレ指数を基本とし、8月以降に給与減額を実施した団体についても、減額時点のラスパイレ指数を用いて算定を行うこととしたもの。 一方、給与減額の取組期間によって捻出した財源には差があることから、給与減額の開始時期を反映させ、各地方団体の行革努力を適切に算定することとしたもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	宇陀市 (奈良県)	8月以降に給与減額を実施した団体における減額時点のラスパイレス指数の使用	給与費を復元するとともに、平成25年7月の給与削減に取り組んだ市町村へは増額配分措置を実施されたい。  [新規]	採用する。  平成26年4月以降の地方公務員給与については、新たな減額要請は行わないため、平成26年度は、地方財政計画において平成25年度の地方公務員給与費の削減を復元するとともに、普通交付税の算定にも反映することとした。 地域の元気創造事業費の算定において、ラスパイレス指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレス指数を基本とし、8月以降に給与減額を実施した団体についても、減額時点のラスパイレス指数を用いて算定を行うこととしたもの。 一方、給与減額の取組期間によって捻出した財源には差があることから、給与減額の開始時期を反映させ、各地方団体の行革努力を適切に算定することとしたもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	丸亀市 (香川県)	8月以降に給与減額を実施した団体における減額時点のラスパイレス指数の使用	ラスパイレス指数について、事前準備や必要な手続き等の関係で実施が7月以降となった地方自治体も多くあることから、指数をとる場合は配慮いただきたい。  [新規]	採用する。  ラスパイレス指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレス指数を基本とし、8月以降に給与減額を実施した団体についても、減額時点のラスパイレス指数を用いて算定を行うこととしたもの。  一方、給与減額の取組期間によって捻出した財源には差があることから、給与減額の開始時期を反映させ、各地方団体の行革努力を適切に算定することとしたもの。
13	(省)	小田原市 三浦市 南足柄市 愛川町 (神奈川県)	地方債残高削減率における3セク債等の除外(第三セクター等改革推進債、行政改革推進債、退職手当債、減収補填債、減税補填債の除外)	臨時財政対策債に加え、行革努力の指標として用いるのに相応しくない以下の特別な地方債については除外していただきたい。 (第三セクター等改革推進債、行政改革推進債、退職手当債、減収補填債、減税補填債)  [新規]	一部採用する。  地方債残高削減率については、地財対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債は対象外としたところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(省)	小田原市 (神奈川県)	広域連携に伴う職員数 及び地方債残高の増加 時の算定	職員数及び地方債残高について、 広域連携により引き受けることと なった業務に従事する職員及び承継 した地方債については、算定の対象 から除外するなどの一定の配慮をし ていただきたい。  [新規]	一部採用する。  職員数については、広域連携により引 き受けることとなった業務に従事する職 員数のうち、定員管理調査上、把握でき る人数を過去の職員数に加算することと した。 地方債については、行革努力が及ばな いものや、行革推進のために発行するも のを除外することとした。
15	(省)	海老名市 (神奈川県)	1人当たりの地方債残高 の使用	市民一人当たりの地方債残高を行 革努力の指標に加えるなど、長期間 にわたり効率的な財政運営に努めて きた地方公共団体の行革努力も適切 に反映されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  地域の元気創造事業費の算定に当たっ ては、団体の規模にかかわらず、各地方 公共団体の行革努力や地域経済活性化の 取組を適切に評価する観点から、指標の 絶対値ではなく、伸び率(削減率)を用 いて全国の水準と比較することとしたと ころ。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)	南魚沼市 (新潟県)	地方債残高削減率の不使用	<p>平成の大合併後の合併特例期間中であり、地方債残高の削減率を指標として採用することは、国全体で進めてきた市町村合併を実施した団体にとって不利益となる算定方法であるため、地方債残高削減率を廃止していただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>地域の元気創造事業費の算定に当たっては、各地方公共団体の様々な行革努力を反映するため、指標を幅広く選定することとしており、地方債残高の削減も、各団体の行革努力の一つであることから、地方債残高削減率を指標に用いることとしたもの。</p>
17	(省)	韮崎市 (山梨県)	人件費削減努力に係る指標の不使用及び地域経済活性化における製造品出荷額等の重視	<p>人件費削減等を誘導するような指標を用いて、基準財政需要額の算定を行うべきではない。</p> <p>地域活性化に係る経費を算定する場合、製品出荷額、農業産出額等について重視すること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>既に積極的に行革を行っている地方団体においては、行革により捻出した財源を地域の活性化等に活用していると考えられることから、地方団体の様々な行革努力の取組を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定して算定したところ。</p> <p>また、各団体の地域経済活性化の取組は様々であるため、バランスよく反映させるために幅広く指標を選定したものであり、各指標のウェイトについては、産業面・雇用面の取組については0.15、これらを補完する指標は0.05としたところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(省)	名古屋市 (愛知県)	人件費削減率の使用及び地域経済活性化に係る成果指標	<p>行革努力の成果指標としては、ラスパイレス指数でなく、人件費を含む歳出削減努力の成果指標として、地方財政状況調査に基づく決算増減額及び増減率を活用するのが適当と考える。</p> <p>地域経済活性化の指標として、製造品出荷額、事業所数、若年者就業率、転入者人口、小売業年間商品販売額などが適当と考える。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>各団体の行革努力のうち、人件費の削減努力については、給与水準と職員数によるところが大きいため、これらと比較する指標として標準的なものと考えられる指標としてラスパイレス指数及び職員数削減率を用いることとしたところ。</p> <p>なお、各種手当の削減等の取組を反映するため、人件費削減率についても指標に用いることとしたところ。</p> <p>地域経済活性化の指標として適当と考えられることから、製造品出荷額、事業所数、若年者就業率、転入者比率、小売業年間商品販売額を用いることとした。</p>
19	(省)	日進市 (愛知県)	人口千人当たりの職員数の比較方法	<p>職員数削減率を使用する場合は、人口千人当たりの職員数での過去と現在の比較等、人口の増減を加味した方式となるよう要望する。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(省)	名張市 (三重県)	職員数削減率及びラス パイレス指数以外の人 件費削減率の反映	<p>職員数の削減率及び直近のラスパイレス指数の係数把握のみをもって人件費削減の取組みが必要額として算定されるしくみであり、他の行財政改革の取組み努力が反映される仕組みとすべき</p> <p>公営企業職員(市立病院)を含めた場合は職員数が増加しており、比較対象年度の適正化等の算定方法の改善をお願いしたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>各地方団体の様々な行革努力を反映させるため、ラスパイレス指数及び職員数削減率に加えて、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。</p> <p>職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。</p>
21	(省)	福知山市 (京都府)	職員数削減率における 公営企業職員数の除外	<p>独立採算を原則とする公営企業の職員の減を地域の活性化に資する需要に充てることは現実的ではないため、公営企業職員数を除いた職員数を基礎数値とされたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(省)	西宮市 (兵庫県)	人口1万人当たりの職員数の使用	行革努力の指標について、職員数削減率の算定対象期間中に人口の増加により行政権が増大した団体が不利な算定とならぬよう、公平に人口1万人当たり職員数を用いた算定としていただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。
23	(省)	境港市 (鳥取県)	職員数削減率及びラスパイレス指数以外の人件費削減率の反映	給与水準、職員数削減以外の特別職の給与・退職金のカット、議員定数の削減や報酬カットなどの行革努力も何らかの形で交付税措置に反映できないか。  [新規]	採用する。  各地方団体の様々な行革努力を反映させるため、ラスパイレス指数及び職員数削減率に加えて、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。
24	(省)	奥出雲町 (島根県)	経済対策に係る経費の除外	経済対策事業は全て臨時的経費に区分されることなどから、決算額のうち経常的経費を基本として算定基礎数値として用いていただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  行革により捻出された財源が、地域の活性化に要する経費に充てられていることを前提に算定するものであることから、臨時的経費も含めた総額により算定するもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(省)	広島県	過去のラスパイレス指数及び人件費削減率における一部事務組合、事務委託の反映	<p>①平成25年度ラスパイレス指数について、100を下回っているかどうかでなく、前年度ラス又は平成25年度4月ラスからの減少率によって算定するなどにより、平成25年度分における実績を純粋に反映させるべきである。また、時点については、平成25年8月以降に給与減額措置を行った団体があることについても、配慮すべきである。</p> <p>②人件費削減率については、一組の人件費についても対象とする必要がある。その際、一組の人件費負担相当額については、人件費削減率に反映すること。また、市町間において、事務委託により処理している事務に係る人件費についても考慮すること。また、県からの権限移譲等、地方分権の取組の結果必要となった人員増がある実態についても、適切に反映した算定方法とすること。</p> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>各団体の行革努力を全国の水準と比較して算定に反映させるという観点から、ラスパイレス指数については、当該団体の過去の値との比較ではなく、100を基準として算定することとしたもの。</p> <p>なお、ラスパイレス指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレス指数を基本とし、8月以降に給与減額を実施した団体についても、減額時点のラスパイレス指数を用いて算定を行うこととしている。</p> <p>一方、給与減額の取組期間によって捻出した財源には差があることから、給与減額の開始時期を反映させ、各地方団体の行革努力を適切に算定することとしたもの。</p> <p>一部事務組合の人件費については、人件費を除く経常的経費削減率において対象としている。</p> <p>また、市町間における事務委託、権限移譲に係る職員数・人件費については、定員管理調査や決算統計上明確にならず、公平な算定が困難であることから、算定に反映しないこととしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	広島県	地域経済活性化の成果の算定への反映(個別指標の設定)	<p>①小売業年間商品販売額について、都市と中山間地域・過疎地域等との違い、特性を踏まえた補正を行うなど適切に算定するとともに、算定上のウエイトを低くすること。また、人口1人当たりの販売額の推移を指標とするなど、小売業年間商品販売額が小規模な中山間地域や、過疎地域等における地域活性化努力をも評価して算定していただきたい。</p> <p>②農業産出額について、激甚指定を受けるような甚大な被害の伴う災害の発生した年度については、算定に用いる指標の対象外とするなどの方法により、配慮すること。また、担い手への農地の集積状況など、生産性向上に向けての地方の取組実態を評価する指標を取り入れていただきたい。</p> <p>③各成果指標について、過疎地域等人口減少・高齢化の進む地域においては、減少を抑制させることも成果といえると考えられることから、減少の抑制努力についても成果として反映される算定方法とすること。</p> <p>[新規]</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>①地域経済活性化の成果指標については、条件不利地域の成果も適切に評価されるよう指標の絶対値ではなく伸び率を全国の水準と比較することとしている。</p> <p>②農業産出額については、算定上5年毎に実施される農林業センサスを用いることとしていることから、特定の年度を除外することは技術的に困難であるところ。</p> <p>なお、指標については、地域経済活性化の成果を反映させる観点から、担い手への農地の集積など生産性向上に向けた取組実態ではなく産出額を用いることとしている。</p> <p>③各成果指標については、全国の水準と比較して割増しを行うこととしており、指標によっては、減少幅を全国水準よりも抑制した団体について、需要額が割増しされているところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	鳴門市 (徳島県)	ラスパイレス指数以外の 人件費削減努力の反映	<p>基本給以外の手当等も含めた給与費を算定の基礎とし、基本給以外の削減分についても効果額を基準財政需要額に反映されたい。</p> <p>これまでの行革努力額について今後も引き続き算定の対象とし、財政健全化への取組みを適切に評価する算定としていただきたい。</p> <p>[新規]</p>	<p>採用する。</p> <p>各種手当の削減等の取組を反映するため、人件費削減率を指標に用いることとしている。</p> <p>また、職員数削減率は、全国の職員数のピーク時である平成5～9年の職員数と、直近の平成21～25年の職員数を比較することとし、長期的な削減努力を反映することとした。</p>
28	(省)	徳島県	地域経済活性化の成果 の算定への反映(個別 指標の設定)	<p>個別指標に加え、より総括的な指標を取り入れることが必要であるため、次の方法により算入して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり県民所得を活用</li> <li>・過去3年間の平均伸び率で算定</li> <li>・全国を上回る度合いに応じて加算</li> <li>・市町村分は都道府県全体の成果を構成団体に配分する考え</li> </ul> <p>[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>地域の経済活性化の取組に当たって、包括的に評価する指標として、1人当たり県民所得を用いることとした。</p> <p>毎年度公表される統計を用いる指標については、団体の努力が及ばない単年度の外的要因の影響を排除しつつ、直近の取組成果を反映させるため、過去3ヶ年平均の伸び率を用いることとした。</p> <p>なお、市町村の算定に当たっては、各市町村の取組を適切に評価する観点から、各市町村毎の成果指標に基づき算定することとしている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(省)	東温市 (愛媛県)	合併により市制施行した団体における職員数削減率の算定	合併により市となった場合、福祉事務所の設置が必須となり新たに職員を増員配置する必要があるため、新たに職員を増員配置する必要のない団体と比較すると職員数削減率が相対的に低くなる結果となるため、算定方法を見直されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。
30	(省)	大洲市 (愛媛県)	製造品出荷額の不使用	地方の努力によらない景気などに左右される指標及び地域により必要とされる努力に差の生じる指標(製造品出荷額、従業者数、事業所数)を用いないでいただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  各地方公共団体の様々な地域経済活性化の取組を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとし、製造品出荷額、従業者数、事業所数についても指標として用いることとした。
31	(省)	上島町 (愛媛県)	製造品出荷額の不使用	製造品出荷額について、1つの主要産業に偏在する小規模自治体は、新興産業の創設に尽力しても数値として反映しづらく、公平性に欠けると考えますので、再検討を要望します。  [新規]	以下の理由により採用しない。  各地方公共団体の様々な地域経済活性化の取組を反映するため、全国的かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとし、製造品出荷額についても指標として用いることとした。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(省)	高知県	行革努力及び地域経済活性化の成果の算定への反映(個別指標の設定)	<p>制度設計に当たっては、次の点に配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源を確保した上で、適正な規模での算定額の設定</li> <li>・ 自主財源比率を用いた補正係数の採用。</li> <li>・ 行革の成果を用いた算定については、各地域の実情に応じた行革の取組が適切に反映できるような指標を設定すること、歳出削減率については採用しないこと、人件費削減の取組について、直近10年間の平均を指標として用いること。</li> <li>・ 農林水産業分野での取り組みについて評価するような指標を採用すること。</li> <li>・ 「女性の力」について評価する指標を採用すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成26年度においては、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税を含む一般財源総額について、社会保障の充実分等を上乗せして、平成25年度の水準を相当程度上回る60.4兆円を確保した。</p> <p>地域の元気創造事業費については、地域経済活性化の必要性は引き続き高まっていることから、平成26年度地方財政計画においては、平成25年度の「地域の元気づくり事業費」から500億円増額し、3,500億円を確保したところ。</p> <p>本費目は、各地方団体の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映し、地域経済の活性化に取り組むために必要な財源需要を算定するものであり、財政力の弱い団体の財政需要を反映するものではない。</p> <p>各地方団体の様々な行革努力を反映させるため、ラスパイレス指数及び職員数削減率を基本とし、両指標では捕捉できない手当削減等の取組を反映させるため、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。</p> <p>各指標については、5カ年平均とし、過去の行革努力も反映される。</p> <p>農業産出額等、各地方団体の地域経済活性化の取組を多面的に反映するため、多くの指標を用いて算定することとした。また、女性に限定することなく、雇用面での取組を評価する指標として、若年者就業率等を用いることとした。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(省)	古賀市 (福岡県)	職員1人当たり人口の 使用	職員数削減率を用いた係数について、「職員数」から「職員1人当たりの人口数」に変更すべき。  [新規]	以下の理由により採用しない。  本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(省)	佐賀県	行革努力及び地域経済活性化の成果の算定への反映(個別指標)	<p>「地域の元気づくり推進費」、 「地域経済・雇用対策費」を整理統合し、特定の指標が過重に算定に用いられないよう適切に算定を行う必要がある。</p> <p>職員数削減においては、「平成5年から9年度の平均」と「平成5年から平成19年度までの任意の連続する5年間の平均」と比較した場合のいずれかを選択できるようにする。</p> <p>若年就業率、女性就業率、障害者法定雇用率といった指標を用い、多様な担い手によって支えられている地域経済の実情を適切に算定するよう要請する。</p> <p style="text-align: right;">[新規]</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成25年度において給与の臨時特例対応分として計上していた「地域の元気づくり事業費」については、地方団体の取組を息長く支援する観点から、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」として改めて計上したところである。</p> <p>職員数削減率については、全国の職員数のピーク時と直近の年度を比較して削減率を算出することとしているが、全国のピーク時と各団体の職員数のピーク時が異なることも考えられることから、5年平均を用いることとしたところ。なお、全国の削減率と比較して割増しの度合いを算出することから、削減率を算定する期間については、全国で同一の期間とする必要があると考えている。</p> <p>また、雇用面での地方の取組を表す指標については、従業者数、事業所数を用いることとした上で、地域経済活性化という観点から、今後長期にわたり雇用が継続すると考えられる若年者について、指標に若年者就業率を用いることとしたところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(省)	熊本市 (熊本県)	消防広域化に伴う職員 数増加時の算定	消防広域化に伴う職員数増が職員 数削減率の算定上不利に働かないよ う配慮されたい。また、市民の安 全・安心を守る消防職員において、 一般職員と同様に職員数削減率を もって算定されることがないよう配 慮されたい。  [新規]	採用する。  職員数については、広域連携により引 き受けることとなった業務に従事する職 員数のうち、定員管理調査上、把握で きる人数を過去の職員数に加算すること とした。
36	(省)	熊本市 (熊本県)	指定都市移行に伴う職 員数増加に係る算定	指定都市移行に伴う職員数増加に より当該費目算定上不利に働かない よう配慮されたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率及び人件費削減率につい ては、当該団体の総人件費に影響を与 えるのが総職員数の削減率であること から、全ての職員数の増減を反映する ことを基本としたもの。
37	(省)	山鹿市 (熊本県)	職員数削減率における 病院職員の除外	職員数削減率の算出にあたり、病 院職員の除外又は公営企業等の区分 ごとの全国平均削減率を用いた算出 とすること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員 数の削減率であることから、全ての 職員数の増減を反映することを基本 としたもの。
38	(省)	山鹿市 (熊本県)	みなし過疎地域等条件 不利地域への配慮	地域振興費(人口)の経常態容補 正Iの算定について、「みなし過疎 地域」を算定対象とすること。  [新規]	以下の理由により採用しない。  地域の元気創造事業費においては、条 件不利地域の成果も適切に評価される よう、指標の絶対値ではなく伸び率を全 国の水準と比較することとしたところ であり、過疎法対象地域等における割 増しを講じていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分 ・ 市町村分 ]

[ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]

[ 地域の元気創造事業費 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(省)	杵築市 (大分県)	職員数削減数における 公営企業職員の除外	公営企業職員は独立採算制をとっており、地財計画でも公営企業繰出金に職員の給与費は計上されていないため、交付税基礎数値を公営企業職員分を除く普通会計職員としていただきたい。  [新規]	以下の理由により採用しない。  職員数削減率及び人件費削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	八王子市 (東京都)	普通交臨時財政対策債 発行可能額の算出方法 の見直し(財政力指数 による補正の見直し)	普通交付税の交付額を大きく上回 る臨時財政対策債を起債すること は、地方の財源保障機能を掲げる地 方交付税制度の趣旨にそぐわないこ と、市民の同意を得るのは難しい状 況であることから、財政力が比較的 強い団体においても、普通交付税で の措置が増えるよう、補正係数の設 定については十分な配慮をお願いし たい。  [継続]	以下の理由により採用しない。  財源不足額基礎方式において、財政力に応じ た補正を導入しているのは、財政力の強い団体 は、一般的に財政規模も大きく、地方債による 資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策 債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対す る影響を緩和するためである。
2	(省)	姫路市 (兵庫県)	普通交臨時財政対策債 発行可能額の算出方法 の見直し(財政力指数 による補正の見直し)	財政力の強い団体に対する発行可 能額の縮減。  [新規]	以下の理由により採用しない。  財源不足額基礎方式において、財政力に応じ た補正を導入しているのは、財政力の強い団体 は、一般的に財政規模も大きく、地方債による 資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策 債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対す る影響を緩和するためである。
3	(省)	尼崎市 (兵庫県)	普通交臨時財政対策債 発行可能額の算出方法 の見直し(財政力指数 による補正の見直し)	臨時財政対策債の元利償還金の増 加は、各団体で行っている負債の縮 減に向けた取組に逆行する結果とな ることから、臨時財政対策債発行可 能額について、財政力のほかに将来 負担の状況を加味する補正係数を設 定する。  [新規]	以下の理由により採用しない。  臨時財政対策債の元利償還金相当額は、毎年 度の地方財政計画にその全額を計上すること によって所要の財源を確保し、また、地方交付税 の算定に当たっては、地方交付税法に基づき、 その全額を基準財政需要額に算入している。こ のように、各地方団体の臨時財政対策債の元利 償還金については確実に財源保障している。そ のため、将来負担比率や実質公債費比率とは関 係していないもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 臨時財政対策債 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	志賀町 (石川県)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し(合併算定替の算出方法の見直し)	現状の算定方法では、『臨時財政(合併算定替) < 臨時財政(一本算定)』となっている場合、合併算定替の額を用いることとなることから、激変緩和期間において他の合併団体に比べ不利となるため、算出方法の見直しをされたい。  [新規]	採用する。  合併団体における臨時財政の算出について、合併団体間で不公平が生じないように、合併算定替により増加した財源不足額の縮減に応じた臨時財政の額となるよう算出方法の見直しを行ったところ。
5	(省)	大阪市	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し(個別団体への振替率の全国一律設定)	指定都市を除く市町村の臨時財政対策債の全額に公的資金が配分されるのであれば、資金調達能力に関係なく発行が可能であるため、地方全体での課題解決に向けた機運の醸成のためにも、財政力に応じた補正や、指定都市とその他の市町村という区分を廃止し、臨時財政対策債への振替率を全国一律に設定すべきである。  [新規]	以下の理由により採用しない。  財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に財政規模も大きく、地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。
6	(省)	神戸市 広島市	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し(指定都市における配分への配慮)	臨時財政対策債発行可能額の算出における補正係数の統一。 (指定都市とその他の市町村分)  [新規] 神戸市 [継続] 広島市	以下の理由により採用しない。  財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に財政規模も大きく、地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 この観点から、行政権能が町村より道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算出方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定したところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 合併算定替 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	あきるの市 (東京都)	合併市町村の財政需要 に応じた算定方法の導 入(支所に要する経 費)	支所に要する経費については、平成 11年4月以降の合併団体だけでなく、 平成11年3月以前の合併団体に対 しても、合併時期に関わらず算定さ れるべきであること。  【新規】	以下の理由により採用しない。  平成11年3月以前の合併団体につ いては、すでに合併算定替の適用期 間が終了しており、一本算定に移 行しているもの。
2	(省)	静岡市	支所に要する経費の算 定	支所に要する経費の算定において、 分庁舎に要する経費も対象にす ること。 (旧清水市庁舎が区役所として位置 づけられていることから支所に要 する経費の算定の対象外となっ ている)  【新規】	以下の理由により採用しない。  支所に要する経費の算定は、旧市 町村役場が、合併後の市町村の支 所として重要な役割を果たしてい ることに着目し、支所に要する標 準的な経費を措置するものである。 一方、分庁舎は本庁舎の一形態 であり、今回の支所に要する経費 の算定は、こうした形態の差異に よって発生する経費を対象とする ものではない(政令市以外の市町 村においても分庁舎であることを 加味しているものではない)。
3	(省)	①尾道市(広島県) ②今治市(愛媛県)		①支所に要する経費における本庁 からの距離の遠さによる補正につ いて、実態に応じた補正を行うこ と(一般道路と有料道路の経費の 実態差を反映)  ②「支所に要する経費」の算定案 では、「本庁からの距離の遠さによ る補正」のうち、離島においては 水路の距離補正が検討されてい るが、島しょ部との唯一の連絡が 有料橋の場合にも同様の取扱を 検討すること。  【新規】	以下の理由により採用しないが、 引き続き検討する。  支所に要する経費のうち、本庁 からの距離の遠さによる補正につ いては、本庁からの距離と支所の 職員数をはじめとした組織規模 との間に一定の相関があることを 踏まえたもの。 本庁と支所との間に有料橋があ ることによる影響は明確には見 られないが、全国の実態を踏ま えつつ、引き続き検討する。



(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]

[ 都道府県分・市町村分 ]

[ 総括・需要・収入 ]

[ 合併算定替 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	丸亀市 (香川県)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しの確実な実行と地方の実情の適切な反映について(支所)	支所に要する経費の算定を確実に実行し、地方の財政需要との乖離状況に関する検証を要望。  【新規】	採用する。  合併後も旧市町村役場が支所として住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、旧市町村役場を支所とみなし、平成26年度から、支所に要する経費の算定を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
[ 都道府県分・市町村分 ]  
[ 総括・需要・収入 ]

[ 合併算定替 ]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	①～⑤岩手県 ⑥～⑦秋田県全市町村 ⑧滋賀県 ⑨徳島県 ⑩丸亀市(香川県) ⑪⑫愛媛県 ⑬上島町(愛媛県)	合併市町村の財政需要 に応じた算定方法の導 入(支所以外) ①⑪【消防費】密度補 正の拡充 ②【その教】段階補正 の拡充 ③【保健衛生費】密度 補正に人口密度の要素 を追加 ④⑦⑧⑨【清掃費】密 度補正に人口密度の要 素を追加 ⑤【その教・保健衛生 費】支所に要する経費 に図書館・保健セン ター経費の加算 ⑥【徴税費】密度補正 の拡充 ⑩【全体】「人口密度 等による需要の割増」 「その他(標準団体の 面積拡大)」の算定の 確実かつ早期の実施 ⑫【清掃費】過疎地域 等条件不利委地域のご みしより経費 ⑬【全体】離島を合併 した団体の需要に係る 新たな補正係数の創設	①【消防費】人口密度が低いほど出張 所設置数の乖離が生じているため密 度補正係数に出張所経費を拡充 ②【その教】人口が少ないほど図書館 設置数の乖離が生じているため、段階 補正係数の人口が少ない区分に係る 経費を拡充 ③【保健衛生費】人口密度が低いほど 保健センターの設置数と乖離が生じて いるため、密度補正係数に人口密度の 要素を追加 ④⑦⑧⑨【清掃費】人口密度が低いほ ど、人口一人あたりのごみ処理経費が 増嵩しているため、密度補正係数に人 口密度の要素を追加 ⑤【その教・保健衛生費】図書館及び 保健センター設置数に乖離が生じてい るため、「支所に要する経費の算定」に 当該経費も含めること ⑥【徴税費】人口密度の低い団体に対 する密度補正の拡充 ⑩【全体】「人口密度等による需要の割 増」「その他(標準団体の面積拡大)」 の算定、反映にあたっては、詳細な地 方の実情を把握し、わかりやすい算定 方法とし、また早期の見直し反映 ⑪【消防費】合併によって準市街地を 多く抱えることになったことを踏まえ、 準市街地の数を基礎数値とする新たな 密度補正を追加し、現行の密度補正の 見直し ⑫【清掃費】過疎地域等条件不利委地 域のごみ処理経費の割増 ⑬【全体】「人口密度等による需要の割 増」の算定、反映にあたっては、離島を 合併した団体の需要に係る新たな補正 係数の創設	一部採用する。なお、見直しは平成27年度以降の 複数年度で順次行う。  平成27年度以降に合併算定替の特例期間が終了す る影響が本格化することから、合併により市町村の 行政区域が広域化したことに着目し、地方団体の実 情を把握したうえで、人口密度等による需要の割 増、標準団体規模の見直しを行う。

【継続】

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ]  
 [ 都道府県分 ・ 市町村分 ]  
 [ 総括 ・ 需要 ・ 収入 ]  
 [ 所得割 ]

番号	改正要望	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市、恵庭市、 小樽市、帯広市、 登別市 (北海道) 横須賀市、三浦市 (神奈川県) 下松市 (山口県) 大牟田市 (福岡県)	市町村民税(所得割)に おける分離譲渡所得以外 の算定方法の見直しや精 算制度の導入	市町村民税所得割について、課税実績との乖離が大き いことから、法人税のように分離譲渡所得分以外につい て、精算制度の導入や乗率 $\alpha$ を用いた推計基準税額の用 いるなどの算定方法の見直しをされたい。  【継続】	採用しないが、引き続き検討する。  精算制度は、法人関係税等、景気の変 動等により大きな影響を受ける恐れのある 税目について特例的に設けられてお り、比較的安定し年度間の変動が少ない 所得割については、分離譲渡所得分を除 き精算制度の対象とはしていないところ であるが、引き続き、個々の団体におけ る乖離の状況等を勘案しながら今後とも 精算制度導入の必要性について検討して いく。